

(案)

平成20年7月 日

中野市長 青 木 一 様

中野市水道事業運営審議会
会 長 岡 澤 一 雄

水道料金等について（答申）

平成20年6月20日に諮問された水道料金等について、経営の実態、管理区分の実態等の資料を参考に慎重に審議を重ねた結果、当審議会の結論を得たので別紙のとおり答申します。

(別 紙)

水道料金等について

1 水道料金

- (1) 料金算定期間
平成21年4月1日から平成24年3月31日(3年間) 相当と思われる
- (2) 料金改定期日 平成21年4月1日 相当と思われる
- (3) 料金改定内容 現行の中野地域の料金体系へ統一する 相当と思われる

2 給水管の管理区分 中野地域、豊田地域共に以下のとおり変更する。

配水管から第1止水栓(第1止水栓がない場合は官民界より1m)までを水道事業者が管理し、それ以降の下流部分については使用者又は所有者の管理とする。

ただし、良好な維持管理をしてもなお発生した漏水修繕について量水器までは水道事業者が費用を負担する。

相当と思われる

3 加入者分担金 現行の中野地域に統一する。 相当と思われる

4 各種手数料 現行の中野地域に統一する。 相当と思われる